



判決後に裁判所前です勝訴! などと書かされた紙を掲げる原告や原告側代理人

避難者訴訟 賠償額増

「勝訴・原判を克服」であることと「賠償額を認定」。東京電力福島第一原発事故で双葉町や楢葉町から避難した住民らが東電に損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決後、仙台地裁前で弁護士が判決内容を記した紙を掲げると周囲から歓声が上がった。ちよらと元年前この日、政府の避難指示で自宅を追われた原告らは「これまで戦ってきたかいがあった。判決を評価したい」と喜んだ。

(25面に関連記事)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で入場規制がかかり、法廷内は空席が目立った。小林久裁判長が判決の言い渡しを終えると、傍聴席から拍手が起きた。判決後、原告団長

「戦ったかいあった」原告ら控訴審判決評価

を誇る早川龍雄さん(左)「楢葉町には良心を尽くして訴えてきたことが認められた。想像以上の判決だと喜んだ。」

原告側代理人の小野寺利孝弁護士は「審判決では加害と被害の構造が曖昧にされたが、高裁判決は言葉を奪われた原告の苦しみに

応える内容で画期的だと評価。一方で賠償水準が国の中間指針を大きく超えなかった点については「無謀な請求だったとは思えないが、司法判断として受け止めた」と述べた。

東電は判決後「判決内容を精査し、対応を検討する」とのコメントを出した。

原告早期救済に配慮

今回の集団訴訟は仙台高裁が判決の根拠とした原子力損害賠償法(原賠法)は、震災発生業者が過失の有無に関わらず賠償責任を負う

「無過失責任」を原則としている。しかし小林久裁判長は「東電は原発の安全確保について地域住民の信頼の上に福島第一原発を

立地してきたと原発事業者と住民との関係性に踏み込んだ上で、東電の過失を事実上認め、こうした企業の態度が賠償を算定する上で重要な要素になるとの判断も示した。

判決確定前の仮執行を免れるための申請を却下するなど、今回の判決は原告の早期救済への配慮もろかなる。原発事故を巡る一連の集団訴訟で初となる高裁レベルの司法判断は、継続中の他の訴訟に大きな影響を与える可能性がある。

控訴審判決が事実上の確定判決と捉えている原告側弁護士は、東電に対し上告の断念を話し合いによる解決を

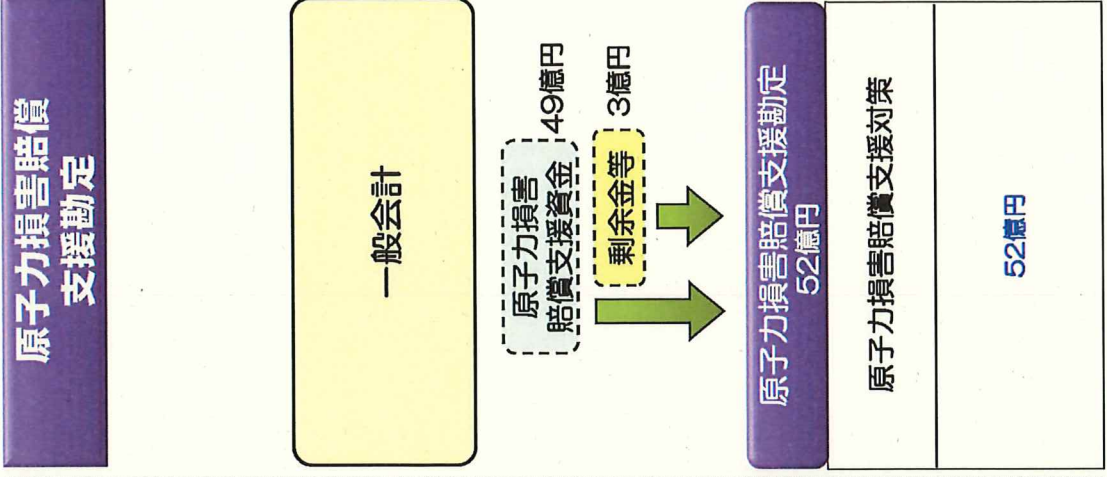
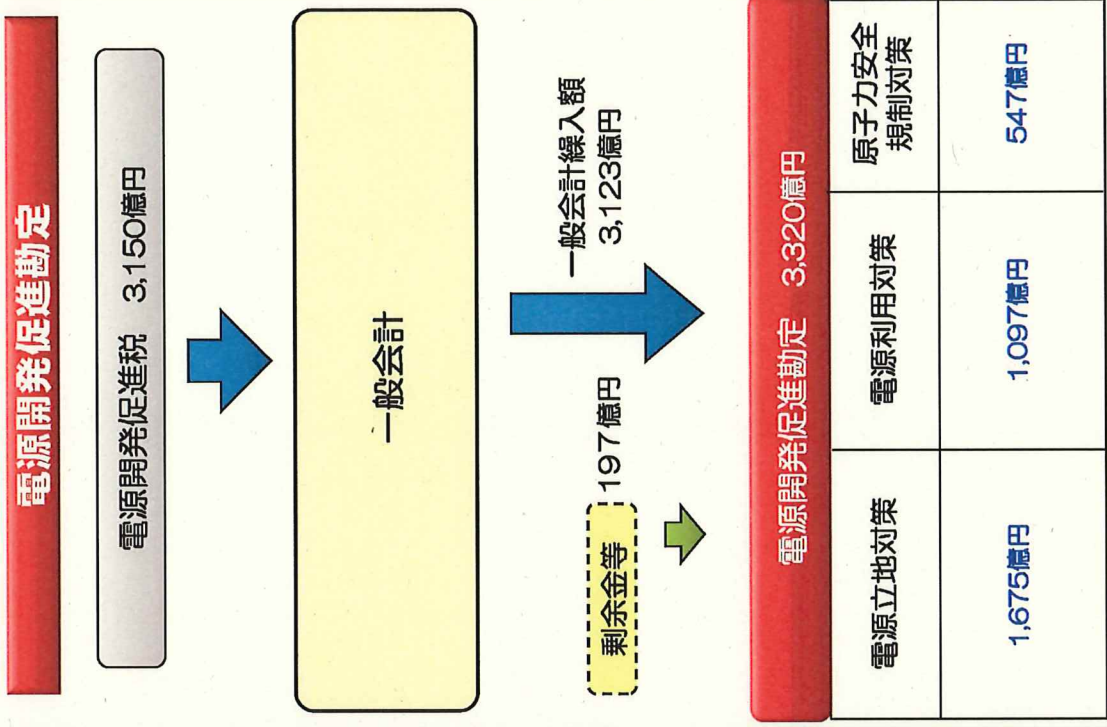
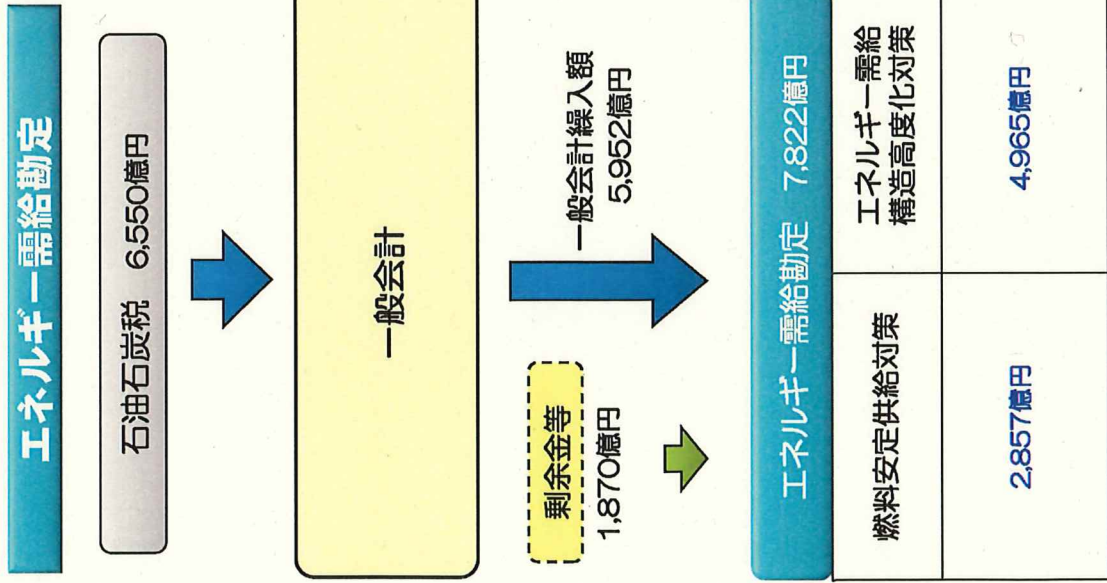
強く求めている。法律審の高裁は通常、下級審で示された事実認定や損害論には踏み込まず、上告してもいたずらに解決を延滞しにするだけとの見方が背景にある。高裁判決を踏まえた東電の対応が注目される。(本社 社会部・吉田 雄貴)

原発被災者責任回復訴訟16件 各裁判所の判断

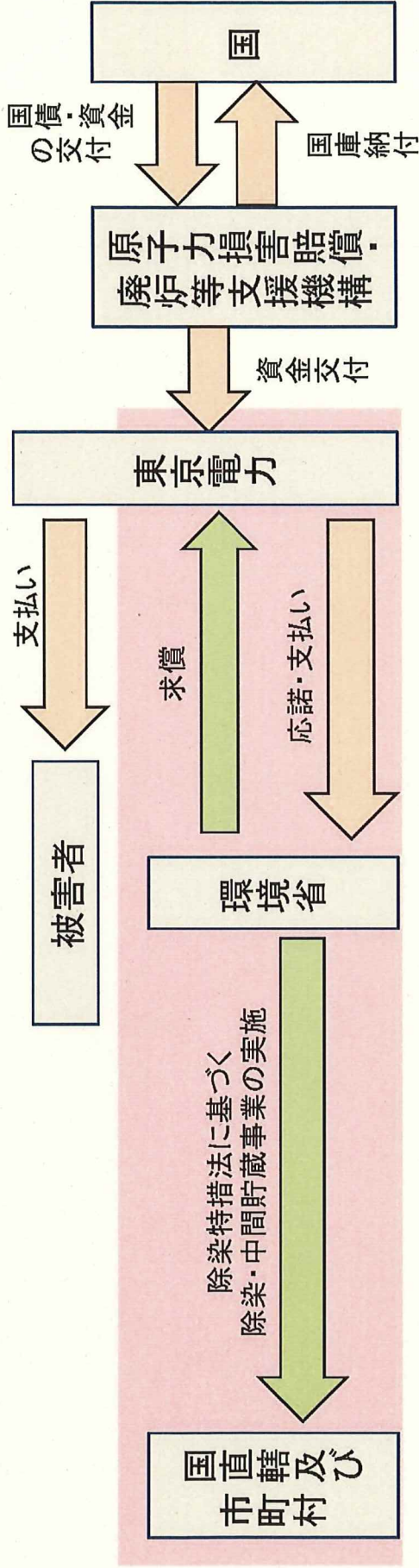
判決年	裁判所	判決日	賠償命令	東電の責任	原告の責任
2017年	前橋地裁	(8月17日)	約3800万円	○	○
	千葉地裁・第一陣	(9月22日)	約3億7500万円	○	×
	福島地裁	(10月10日)	約4億9700万円	○	○
2018年	東京地裁	(2月7日)	約10億9500万円	○	○
	京都地裁	(3月15日)	約1億1000万円	○	○
	東京地裁	(3月16日)	約96000万円	○	○
2019年	地裁いわき支部	(3月22日)	約6億1200万円	○	○
	横浜地裁	(2月20日)	約1億900万円	○	○
	千葉地裁・第二陣	(3月14日)	約500万円	○	○
	松山地裁	(3月28日)	約2740万円	○	○
	東京地裁	(3月27日)	約2100万円	○	○
2020年	名古屋地裁	(8月2日)	約96680万円	○	○
	山形地裁	(12月17日)	44万円	○	×
	福島地裁	(2月19日)	約1200万円	○	○
	札幌地裁	(3月10日)	約5300万円	○	○
	仙台高裁	(3月12日)	約7億3300万円	○	○

エネルギー一対策特別会計の仕組み

(金額は令和2年度予算)



7. 除染等費用支払いの仕組みについて



<中間指針第二次追補(平成24年3月16日)(抄)>

(指針)

I) 本件事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等(汚染された土壌等の除去に加え、汚染の拡散の防止等の措置、除去土壌の収集、運搬、保管及び処分並びに汚染された廃棄物の処理を含む。)を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用、減収分及び財物価値の喪失・減少分は、賠償すべき損害と認められる。

<放射性物質汚染対処特措法(平成23年8月30日公布、平成24年1月1日全面施行)(抄)>

(この法律に基づき措置の費用負担)

第44条第1項

事故由来放射性物質による環境の汚染に対処するためこの法律に基づき講ぜられる措置は、原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第百四十七号)第三条第一項の規定により関係原子力事業者が賠償する責めに任ずべき損害に係るものとして、当該関係原子力事業者の負担の下に実施されるものとする。

<原子力災害からの福島復興の加速に向けて(平成25年12月20日閣議決定)(抄)>

実施済み又は現在計画されている除染・中間貯蔵施設事業の費用⁹⁾は、放射性物質汚染対処特措法に基づき、復興予算として計上した上で、事業実施後に、環境省等から東京電力に求償する。

⁹⁾ 現時点において、環境省の試算等によれば、実施済み又は現在計画されている除染(汚染廃棄物処理を含む。以下同じ。)の費用は約2.5兆円程度、中間貯蔵施設(建設・管理運営等)の費用は約1.1兆円程度と見込まれる。

福島第一原子力発電所構内に貯蔵されている処理水

TEPCO

発電所構内の処理水の貯蔵状況（2020年3月12日時点）

- ・ タンク基数 979基 *1
- ・ タンク貯蔵水量 約119万 m^3 *2
 - トリチウム平均濃度 約73万 $\mu\text{Bq/L}$ / μSv
 - トリチウム総量 約860兆 μBq / μSv [純トリチウム水換算 約16グラム]



*1：ALPS処理水の貯蔵タンクとストロンチウム処理水の貯蔵タンクの合計
*2：水位計の測定下限値からタンク底部までの水を含んだ貯蔵量

中長期ロードマップ改訂案のポイント

- 周辺地域で住民帰還と復興が徐々に進む中、「復興と廃炉の両立」を大原則として打ち出し。
(リスクの早期低減、安全確保を最優先に進める。)
- 地域との共生。当面（10年程度）の工程を精査し、「廃炉作業全体の最適化」。
- 廃止措置終了までの期間「30～40年後」は堅持。

① 燃料デブリの取り出し



燃料デブリを取り出す初号機と、その取り出し方法を確定。

具体的には、2号機で、気中・横から試験的取り出しに着手(2021年内)。
その後、段階的に取り出し規模を拡大。

② プール内燃料の取り出し



1・2号機で、工法を変更しダスト飛散を抑制。

取り出し開始は、1号機で4～5年、2号機で1～3年後の倒し。

2031年内までに、1～6号機全てで取り出し完了を目指す。

③ 汚染水対策

・ これまでの対策により、汚染水発生量が大幅に抑制。

(540m³/日(2014年5月) → 170m³/日(2018年度))

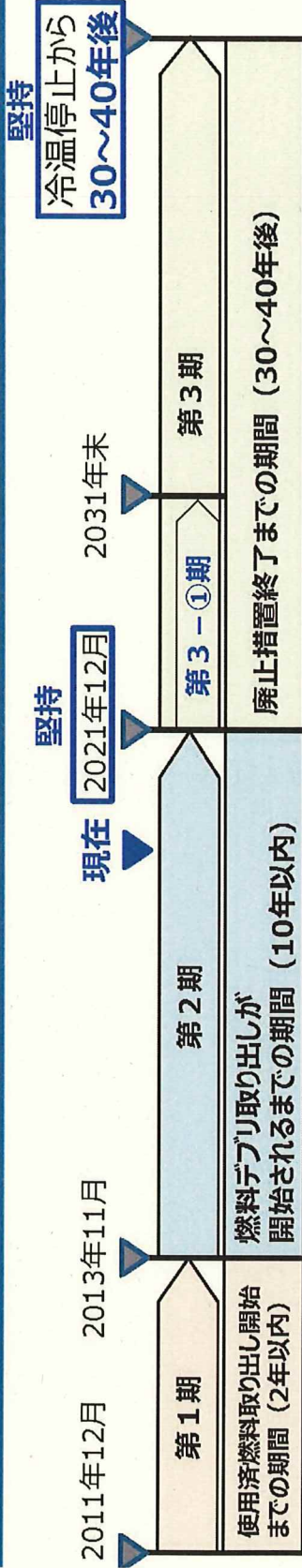


1日あたりの汚染水発生量について、2020年内に150m³まで低減させる現行目標を堅持。

加えて、2025年内に100m³まで低減させる新たな目標を設定。

※なお、ALPS処理水の取扱いについては、引き続き総合的な検討を進めていく。

(参考) 改訂中長期ロードマップの目標工程案



主な目標工程

	現行	改訂案
汚染水対策	2020年内	2020年内 2025年内 新設 2020年内(※) 2022年度～ 2024年度 新設
汚染水発生量を150m ³ /日程度に抑制	-	-
汚染水発生量を100m ³ /日以下に抑制	2020年内	2020年内(※)
建屋内滞留水処理完了※	-	-
原子炉建屋滞留水を2020年末の半分程度に低減	-	-
燃料取り出し	2020年内	2031年内 新設
1～6号機燃料取り出しの完了	-	-
1号機大型カバーの設置完了	-	-
1号機燃料取り出しの開始	2023年度目処	2023年度頃 新設
2号機燃料取り出しの開始	2023年度目処	2027年度～ 2028年度 見直し
安全確保・飛散防止 対策のため工法変更	-	-
燃料デブリ	2021年内	2024年度～ 2026年度 見直し
初号機の燃料デブリ取り出しの開始 (2号機から着手。段階的に取り出し規模を拡大)	-	-
廃棄物対策	2021年度頃	2021年度頃
処理・処分の方策とその安全性に関する技術的な見直し	-	-
ガレキ等の屋外一時保管解消	-	2028年度内 新設

※1～3号機原子炉建屋、プロセス主建屋、高温焼却建屋を除く。